

資 料 提 供	
平成30年6月7日	
担当課 (担当者)	財政課 (中西)
電 話	0857-26-7043

平成30年6月定例県議会付議案

- 議案第 1号 平成30年度鳥取県一般会計補正予算(第1号)
 議案第 2号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算(第1号)
 議案第 3号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算(第1号)

議案第 4号 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に平成30年8月1日から平成35年7月31日までの間に特定非営利活動法人十人十色に対して支出された寄附金を加えるものである。

[公布施行]

議案第 5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事企画課)

国家公務員の夜間看護等手当の額の引上げを踏まえ、看護師若しくは准看護師又はこれらに準ずる職員が深夜に看護等の業務に従事したときに支給される夜間看護手当の額を引き上げる等、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第 6号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院局総務課)

保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴い非紹介患者の加算料を改めるとともに、各病院の病床数を明確にするものである。

(手数料の概要)

見直し

区 分			単 位	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの		非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの	
				現 行	改正後	現 行	改正後
選定療養のうち初診に係るもの	鳥取県立中央病院	医科	1 回につき	2,700円	5,000円	2,700円	5,400円
		歯科		2,700円	3,000円	2,700円	3,240円
	鳥取県立厚生病院	1,620円		1,500円	1,620円	1,620円	
選定療養のうち再診に係るもの	鳥取県立中央病院	医科		—	2,500円	—	2,700円
		歯科	—	1,500円	—	1,620円	

[平成30年10月1日施行 ほか]

議案第 7号 財産を無償で貸し付けること（鳥取県学生寮用地）について（人権教育課）

相手方：公益財団法人鳥取県育英会

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
東京都世田谷区成城一丁目 118 番 217	土地	1,259.77 m ²

貸付期間：平成 30 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで

無償貸付理由：東京都内に設置する鳥取県男子学生寮の用に供するため、引き続き公益財団法人鳥取県育英会に無償で貸し付けようとするものである。

議案第 8号 国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

（農地・水保全課）

国営土地改良事業の実施にあたり関係市町村から徴収している負担金について、国が整備した土地改良施設で発生した突発事故の復旧を行う土地改良施設突発事故復旧事業が創設されたことに伴い、土地改良法第 90 条第 10 項の規定により、市町村の負担金の額を定めるものである。

（負担すべき額）

事業費の 1,000 分の 34 に相当する額

報 告 事 項

報告第 1号 平成29年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について (財政課)

件 数 5件 繰越額 4,535,609千円

報告第 2号 平成29年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

件 数 196件 繰越額 28,151,545千円

報告第 3号 平成29年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について (財政課)

件 数 3件 繰越額 36,019千円

報告第 4号 平成29年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 154,123千円

報告第 5号 平成29年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書について (財政課)

件 数 3件 繰越額 1,976,294千円

報告第 6号 平成29年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について (財政課)

件 数 8件 繰越額 191,831千円

報告第 7号 平成29年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 4,802千円

報告第 8号 平成29年度鳥取県営病院事業会計継続費繰越計算書について (財政課)

件 数 2件 繰越額 10,093,468千円

報告第 9号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成30年3月29日専決)

(農林水産総務課)

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 290,588 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 1 月 24 日、中部総合事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている軽貨物自動車を運転中、路面凍結によりスリップして、対向車線の縁石に衝突し、同車両が破損したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成30年4月2日専決) (道路企画課)

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 68,786 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 12 月 11 日、和解の相手方が、普通乗用自動車一般国道 181 号から沿道の駐車場に入ろうとした際、路肩内の側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年4月6日専決）（青少年・家庭課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 65,966 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 1 月 28 日、喜多原学園の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、右側の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年4月13日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：島根県安来市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 445,200 円（県過失 4 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 26 年 1 月 15 日、米子警察署兼警察本部警備部警備第二課の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年4月13日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：甲 米子市 企業

乙 鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 202,824 円を甲に、115,128 円を乙に、それぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 29 年 8 月 13 日、鳥取警察署の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、緊急自動車として発進した際、前方の安全確認が不十分であったため、信号待ちで停止していた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年4月13日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市

和解の要旨：県は、損害賠償金 29,160 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 12 月 12 日、警察本部警備部警備第一課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、運転操作を誤り、道路を逸脱し、和解の相手方が設置する視線誘導標に衝突し、同視線誘導標を破損させたものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年4月20日専決）（病院局総務課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 個人

丙 鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 599,842 円を甲に、332,381 円を乙に、127,111 円を丙に、それぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 30 年 1 月 23 日、県立中央病院敷地内に設置している廃棄物置場の屋根の一部が強風により飛散し、和解の相手方がそれぞれ駐車していた軽乗用自動車 2 台及び小型乗用自動車 1 台に当たり、それぞれの車両が破損したものである。

(8) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について（平成30年5月3日専決）

（住まいまちづくり課）

相手方：県営住宅永江団地 亡入居者相続財産

訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年5月14日専決）

（環境立県推進課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 195,500 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 1 月 11 日、東部生活環境事務所の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、路面凍結によりスリップして、赤信号により前方で停止しようとして減速した和解の相手方所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(10) 工事請負契約（国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（小鴨1号橋（P4-A2））（補助改良）の締結についての議決の一部変更について（平成30年5月14日専決）（道路建設課）

設計に係る照査の結果、工事の安全性を確保するため、資材の規格を変更する必要が生じたことにより、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

（変更内容）

・契約金額：現行 463,860,000 円 → 変更後 467,021,160 円（3,161,160 円の増）

(11) 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成30年5月22日専決）（会計指導課、長寿社会課）

介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している同令の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年6月4日専決）

（農林水産総務課）

和解の相手方：甲 琴浦町 個人

乙 鳥取市 企業

和解の要旨：和解の相手方甲は、損害賠償金 486,000 円を県に支払う。（県過失 0 割）

県は、損害賠償金（中途解約金）355,141 円を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：平成 30 年 3 月 30 日、中部総合事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、交差点で右折待ちのため停止していた際、後方から進行してきた和解の相手方甲が運転する軽貨物自動車に追突され、双方の車両が破損したものである。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年6月4日専決）（道路企画課）

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 73,430 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 9 月 18 日、一般県道両三柳西福原線の街路樹の枝が強風により折れ、和解の相手方所有の軽乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。

報告第10号 鳥取県障がい者プランの一部変更について（障がい福祉課）

障害者基本法第11条第9項で準用する同条第8項の規定により、鳥取県障がい者プランの一部変更について報告するものである。

報告第11号 長期継続契約の締結状況について

件数	新規	54件	変更	1件
----	----	-----	----	----